

5
4
3
2
1
0

情 報 局 編 輄

報 遊

一月八日號

常會の頁

大東亞建設の方針
——皇軍各地に戦果を擴大
聖戰の使命に徹せよ

味噌・醤油の配給の仕方
增税と國民生活

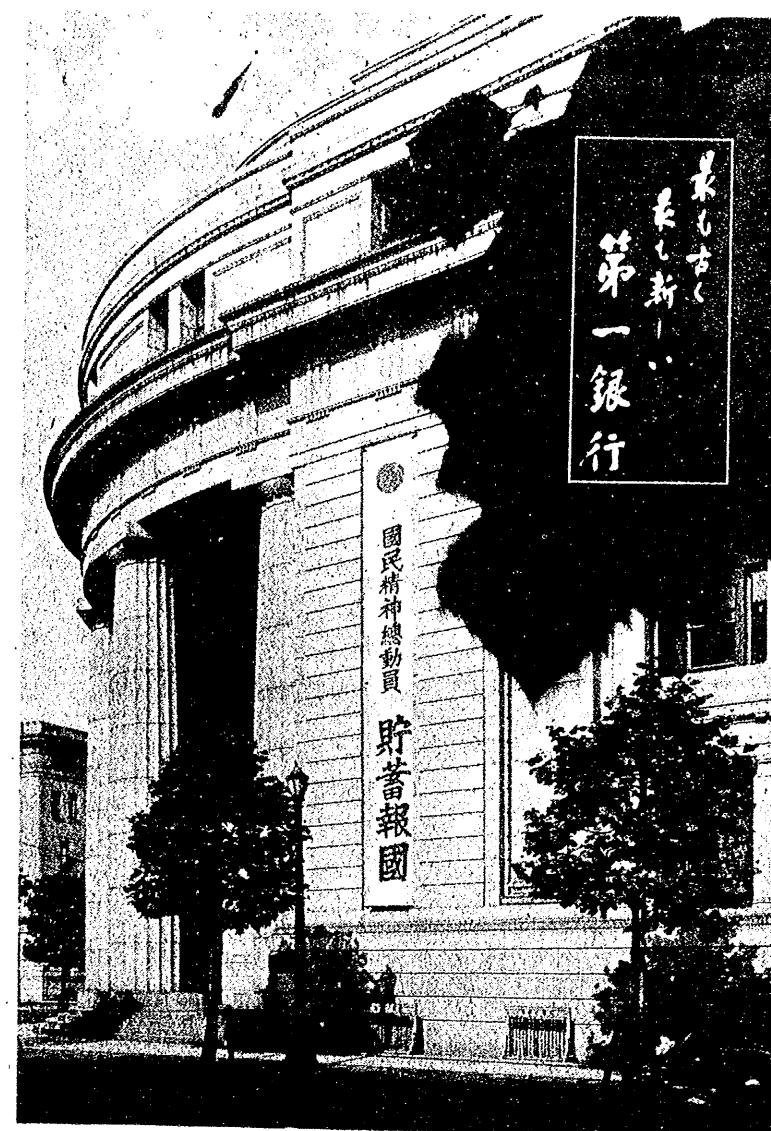
277號

週報

昭和十七年一月一日第一種郵便物認可
(毎週四回報價發行)

内閣印刷局印刷發行
五銭

週報は民翼の道しるべ



(判LA51格規定國はさき大の書本)

露光量違いにより重複撮影

戦時には
生活の合理化と
特別な生活の設計が
絶対に必要である

週報

第一二七七號

- 大東亜の建設方針 二
増税と國民生活 大藏省：七
マレー進撃作戦 三
大本營陸軍親選部：四
味噌・醤油の配給の仕方 五
一月十七日（金）
マウエーキ島作戦の捕虜（午前）
も、横濱に入港 五
一月十八日（土）
昭和十七年度の生糸生産計画 五
五十一万俵を農林省決定 五
一月十九日（日）
日獨伊三国 ベルリンにおいて
て軍事協定に調印 五
一月十九日（日）
マニラ、ビルマに進攻、タウヌ
イを占領 五
一月二十日（月）
督に磯谷廉介陸軍中將親補さる
△香港占領地總督部を新設、總
督に磯谷廉介陸軍中將親補さる
△第十三回國家総動員會議會
總會で金融統制閣長、金融事業
の整備に關する二勅令案要綱を
可決 五
△重臣懇談會を首相官邸で開催 五
一大東亜建設日誌叢書 五

露光量違いにより重複撮影

戦時には
戦時なるが故に必要な
生活の合理化と
特別な生活の設計が
絶対に必要である

週報

第一月二十七七號

- 大東亞の建設方針……二
増税と國民生活 大藏省……七
マレー進撃作戦
大本營陸軍報道部……一
味噌・醤油の配給の仕方
一昧噌醤油等配給規制について上
農林省……六
大東亞戰爭日誌……二〇
マヨウトウシキ
- （一月十六日（金））
▽戰時増税案を閣議で決定
▽朝鮮年賀會成立
▽洪米外相會議に對獨軸國斷交案提出する
（一月十七日（土））
▽昭和十七年度の生糸生産計量（金十二万俵を農林省決定
（一月十八日（日））
▽ウサギ島作戦の捕虜一千三百名、横濱に入港
（一月十九日（月））
▽皇室、ビルマに進攻、タヴィライを占領
▽香港占領地總督部を新設、總督に機谷康介陸軍中將級補ざる
▽第二十三回國家總財務會議
總會で金融統制閣長（金融事業の整備に関する二勅令案要綱を可決
▽重臣懇談會を首相官邸で開催
（一月二十日（火））
▽第七十九回帝國議會再開
▽車條首相、大東亞建設の基本方針を議會で開明
▽東條陸相、鷹田海相、議會で大東亞戰爭の展況を報告
▽ビルマ新内閣成立（首相上原一郎）

大東亞の建設方針

大東亞戰爭一度ひ開始されるや、精銳無比の皇軍は、僅が十二日で難攻不落を誇つた香港を屠り、十四日にして比島の首府マニラを攻略、長驅してマレー半島を殆んど制壓、さらに最近に至つては蘭印の要衝を相次いで占據する一方、重慶政権が最後の輸血路と恃むビルマにも進攻、今や米、英が過去百年間に亘つて侵略の魔手をほしいまゝに振つた東亞の重要な據點は、殆んど我が掌中に歸し、また歸さうとしてゐる。

かゝる廣大なる地域に對して、我が國が今後如何なる方策をもつて、その念願である大東亞共榮圏の建設を達成し、世界新秩序の完成に寄與するかは、獨り一億國民だけでなく、實に東亞十億の民族が均しく知らんと欲したところである。

去る一月二十一日第七十九議會再開の翌日、東條内閣總理大臣によつてなされた演説及び各國務大臣の答辭は、この要望に餘すところなく應へるものであつて、こゝに大東亞戰爭並びに大東亞共榮圏建設の具體の方針は、洋々たる希望のうちに早くも確立され、全世界に向つて率直明快に闡明されたのである。

大東亞戰爭の指導方針

まづ大東亞戰爭の指導方針として、大東亞における戰略的據點を確保すると共に、重要資源地域を我が管制下に收め、これによつて我が戦力を擴充しつゝ盟邦獨伊兩國と協力、相呼應します／＼積極的作戦を展開、米、英兩國を屈服せしめるまでは、断乎として戰ひ抜く帝國の氣概と決斷が明らかにされたのである。

さらには、全世界注視の的である大東亞共榮圏建設は如何にして行はれるかについては、もと／＼大東亞共榮圏の根本方針は、我が肇國の大精神に淵源するものであつて、大東亞の各國家及び各民族をして、各、そのところを得しめ、帝國を中心とする道義に基づく共存共榮の秩序を確立することにあるのであつて、その建設は廣大なる地域に亘つて各種の民族と相倚り相携へて行はるべきであると述べられ、世界史上に一紀元を劃すべき大東亞民族の解放とその發展とは、今こそ力強く約束されたのである。しかしながら、各民族がそのところを得、生々發展するためには、日本が武力戦に最後の勝利を得ること、これが絶対條件であることはいふまでもない。しかも東亞の安定は、帝國が根幹となることによつてのみ確保される。こゝに大東亞防衛陣の鐵桶の備へが要望されるのであつて、この防衛に絶対必要な地域は、帝國が自らこれを把握措置し、その他の地域に關しては、各民族の傳統、文化等に應じ、それく適當な處置がとられることになつた。

各作戦地に對する方針

香港及びマレー半島は、多年英領であつた上に、東亞禍亂の基地となつてゐたので、帝國は徹底的に禍根を芟除するばかりでなく、これ等を大東亞防衛の據點たらしめる。

比島は、今後民衆が帝國の遂行しつゝある大東亞戰爭の眞意を解し、大東亞共榮圏の一翼として協力する場合には帝國は欣然として彼等に獨立の榮譽を與へ、ビルマ等についても帝國の企圖すること

ろは比島と同様である。

蘭印及び濱洲は、現在のやうに帝國に對して抗戦を續ける場合は、容赦なく擊碎する。しかしその住民が帝國の眞意を解して協力的態度に出てくれば、その福祉と發展とのために十分理解を以て、これに力を添へるに咎ではない。

皇軍の制壓下にある各地域に對し帝國が、このやうな道義に立脚し、温情に富んだ處理方針で臨むことになつた事實は、今日まで口を開けば大東亞戰爭を侵略呼ぼはりし、大東亞建設を終始排他的、閉鎖的と遺言傳して來た米英を顏色ながらしめたに違ひない。一方、今なほ米依存を空頼みに無意義な抗戦を續ける重慶政權が、今や皇軍の徹底的破碎下に餘命すでに盡きんとしてゐるのは、自業自得とはいひながら憐れむべきであつて、今こそ米英依存の舊食を脱して大東亞建設の大業に馳せ參すべき時期である。

これに反し、満、華、タイの諸國民が帝國と一丸となり、佛印また協力して共に大東亞共榮圈建設に邁進、さらに獨伊が帝國との間に周知の通り對米英戰完遂の協定を結び、相携へて世界新秩序建設のため、軍事、外交、經濟の各方面に亘つて緊密に結束し、米英打倒に總力を傾けてゐることは眞に力強い限りである。

南方經濟建設の方針

戰爭の現段階における南方經濟建設の方針は、まづ重要資源の需要を充足して當面の戰爭遂行に遺憾なきを期すると共に、大東亞自給自足の體制の基礎を確立することを主眼とし、

具體の方針は、第一には資源獲得、特に戰爭遂行上緊要なる資源を確保すること、第二には南方資

源が敵性國家に向け流れるを阻止すること、第三には作戰軍の現地の生活を確保すること、第四には在來の企業のわが方に對する協力を誘導すること、にあることが、二十四日の議會にあける東條内閣總理大臣の答辯によつて明らかにされた。

次いで鈴木企畫院總裁は、それについて一層具體的に述べたが、その概略は、南方資源開發の順位は戰局の推移に應じ、需要の緩急、輸送の狀況等を考慮の上、中央においてこれを定め、開發した重要物資はすべて物資動員計畫に組入れて、一元的にその用途を規制する方針である。

石油、鐵產、農林產等の開發に當つては、新らしい結合會社、共同企業等の形は避け、經驗と能力のある企業者の熱意と創意とを十分に發揮させることを原則とする。その企業者が眞に國家の代行機關的使命に徹底して國家的に活動することを期待してゐるのである。

南方諸地域との物資の交易は、物資動員計畫に基づき豫じめ計畫的に豫定された品目と數量について行はれるが、戰争といふ特殊な状態の下に行はれるのであるから、現地からの對日供給は差當り政府の會計で買取輸入をなし、我が國から現地への供給も同様に買取輸出をすることになる。

南方物資の輸送も、需要の緩急に應じ、輸送の順序、數量等を定め、陸海軍の統制の下に船賃の最も有効な利用を圖ることになる。又南方占領地への一般人の渡航は、差當つては差止め、情勢の展開に應じて必要と認める者から逐次その進出を圖る方針で、要するに、現段階においては武力戦に勝つといふことが大眼目であり、以上はこの點に出發しこれを目指すものである。

戰爭完遂の國內態勢

増 稅 と 國 民 生 活

大 藏 省

増 稅 の 趣 旨

大東亜戦争が、雄渾なる構想と規模の下に、精銳なわが陸海軍の壓倒的優勢裡に遂行され、着々と成果を挙げてゐることは、洵に感激に堪へない。東亜永遠の安定を確保するため、世界にその富強を誇つた米英兩國を對手とし、敢然と干戈を交ふるに至つた今次の戦争は、敵國の東亜侵略の野望を挫折させ、皇國を核心とする大東亜共榮圏を確立するに至るまで相當長期に亘ることを豫想せねばならない。

大東亜戦争下の財政・經濟について觀ると、戦争の進展に伴ひ、必要とされる軍事費は勿論、戦争のため避けることのできない経費は、極めて多額に達する見込であつて、たゞひ不急不要の経費に一段の節約を加へても、なほ今後わが國の財政需要は相當長期に亘つて膨脹するものと認められる。また、勢と國民の負擔力を考慮しながら、分類所得税の増徴を中心

帝國の企圖する大東亜共榮圏の建設は、かゝる方針に基づき緒戦においては、まづ軍政下において戦争遂行上緊要なるものから着手し、將來防衛、治安が確立されるに從つて、逐次民間參與の範囲を擴充する方針であるが、大東亜建設の方策は國家百年の長計に依たねばならないので、政府は慎重を期し、廣く官民各方面的智能を總動員して萬全の策を講ずることになつてゐる。

從つて政府は、國政各部門に亘つて戦争遂行に必要な方策を確立し、これを迅速に實行しなければならぬのである。すでに南方地域の資源の開發利用に必要な資金を供給する南方開發金庫法案も今議會に提案してより、さらに銃後につては、戦時生産力の維持増強を圖るため、時に緊要な企業家中優秀なものには重點的に資材、労力、電力、資金等を集中して重要國防產業の生産擴充に努めるほか、船舶の建造、國民貯蓄の増強等に今後一段の努力を拂ふべき準備は着々進められてゐる。一方、國民の素質の向上と人口の増加は戦争遂行のために絶対に必要で、これがためには教育全般の刷新強化、國民の保健施設や醫療制度の根本的整備も當然なされなければならない。

今や我が國は國家の總力をあげて米英打倒に邁進、皇軍は大東亜の各地域に驚異的な戦果を收めてゐる。しかしながら、米英兩國は、永年に亘り世界制霸の基礎を固め、世界最大の富強を誇る國であるから、必ずや緒戦の大敗にかゝはらず執拗な反撃を續け、大勢の挽回に躍起となることは明らかである。從つて我等の前途には今後各種の困難な事象が發生し、戦ひが長期戦となることは覺悟せねばならない。即ち戦争は正に今後にあるのだ。宜しく一億國民は寒暑を克服して勇戦力闘する忠勇なる我が陸海軍將兵の勞苦と武勳に對して心からの感謝の意を表すると共に、いよいよ必勝の信念を固くし、戦争生活に備し、如何なる艱難辛苦にも堪へ忍び、以て皇國に報すべき覺悟と決意を新たにすべきである。

たゞ、巨額の政府資金の放出等をみる戦時經濟の圓滑な運営に資するため、國民の購買力を吸收し、物資の不急消費を極力抑制する必要は、今後ますます加重されるものと考へられる。

政府は財政の需要、國民生活及び國民經濟に及ぼす影響等について慎重に考究を遂げた上、稅制の全般に亘る增稅計画を樹立し、先に早急實施を要すと認められた酒稅等の他の間接稅を中心とする增稅案を第七十七回帝國議會に提案し、その協賛を經て既に實施したが、今回さらに増加する臨時軍事費の一部に充てるため、直接稅を中心とする增稅を行ひ、これと共に必要な稅法の改正を行ふことにした。

心として、各種の直接税の税率を相當引上げると共に、現行間接税の一部についても必要な増徴を行ふほか、電気瓦斯税、廣告税及び馬券税の三税を創設することにしたのである。しかも「面においては、貯蓄の増強、生産力の擴充、産業の再編成並びに人口及び國民保健政策の圓滑な遂行に資する等のため、和税の減免その他の適當と認める臨時措置を講ずることにして、以て戰時經濟の健全な運営を圖つたのである。

以下、各税の内容に亘つて、増税案の概略を説明することにしよう。

所 得 稅

まづ分類所得税については、今次増税の趣旨に鑑み、増税の主眼をこゝにおき、廣く國民はその能力に應じて戰費を分擔することとし、「面においては購買力の吸收に資するため、各種所得間の負擔の均衡に留意しながら税率の引上げと免稅點または基礎控除の引下げを行ふことにし、總稅額において大體五割五分の増徴を圖つた。

即ち、税率の引上げとしては、不動産所得については現行百分の十を百分の十六に、配當利子所得については現行百分の十を百分の十五に、營業所得については現行百分の八・五に引上げることとした。

納稅者についてもすべてこの控除を認めることにして、更に五人以上の子女を有する所得者に対する特典控除額を年二百圓の百分の十八即ち月三圓に引上げることとした。

また生命保険料についても一般に負担増加の際、控除額を相當程度引上げることを適當と認め、現行最高月一圓の控除額を最高月二圓にすることとした。

なほ株式の清算市場における取引による所得中從來課税外に置かれてゐたものについても、他の所得との權衡上、新たに分類所得税を課税することにし、株式の清算取得より生じた一年間の所得より三千圓を控除した殘額に對し、百分の二十五乃至百分の五十五の税率により課税することにした。尤もこの所得税は昭和十八年分より課税されるのである。

次ぎに、綜合所得税については、課稅最低限は從來五千圓であつたが、各方面共に負担を増加する要あるこの際としては、これを引下げるを適當と認め、三千圓とした。従つて三千圓乃至五千圓の所得を有する者は新らしく綜合所得税を納稅することになる。なほその税率については、現在既に相当高率の課稅をしつゝある點を考慮し、大體二割の引上げを行ひ、所得の額に應じて、三十圓を超える部分に對する百分の

を百分の十三に、營業以外の事業所得については現行百分の七五を百分の十二に、また勤勞所得についても現行百分の六を百分の十に引上げることにした。これに伴ひ配當利子所得中の國債及び地方債の利子、銀行貯蓄預金等の利子についても、税率をそれべく百分の五引上げ、また少額の事業所得、山林の所得、退職所得等についても適當な引上げを行ひ、なほ不動産所得中、少額のものについては負担を多少緩和するため、税率を百分の十四に止めた。

次ぎに免稅點または基礎控除の引下げとしては、不動産所得の免稅點現行二百五十圓を百五十圓に、事業所得及び山林の所得の基礎控除現行五百圓を四百圓に、勤勞所得の基礎控除現行七百二十圓を六百圓に、退職所得の控除現行一万圓を五千圓に引下げたのであつて、これらの金額を超える所得を有する者は、分類所得税を納稅することになる。今回の免稅點または基礎控除の引下げにより、新納稅者が相當増加するわけであるが、曉古的重大時局に當面せる今日、これら納稅者は進んでその負担を分担し、國民皆稅の實を擧ぐべきである。

かくて國民負擔はこの際相當増加することになるが、一方扶養家族の多い者の負担を緩和することは、負擔の平衡の見地からみても、人口政策や國民保健の見地から考へても、必要と認められる。よつて扶養家族の控除額を現行年百五十圓に引上げた。その他の配當所得については、綜合所得税を課する場合に、その税率を百分の十五より百分の二十五に引上げた。その他配當所得については、綜合所得税を課する場合に、その百分の一に相當する金額を加算して課稅してゐたが、今回はこの加算課稅を廃止することとした。

法 人 稅

法人税については、分類所得税及び綜合所得税の均徴との權衡、增稅が經濟界に與へる影響等について考慮した結果、所得に對する税率を現行百分の十八より百分の二十五に引上げることにした。なほ同様會社の加算課稅率についても現行百分の二十乃至百分の六十五を百分の二十四乃至百分の七十二に引上げることになった。

臨時利得税については、戰時における超過利得に相當重課する趣旨から、法人臨時利得税においては、利得金額の課稅

率分を改正すると共に、税率を現行百分の二十五乃至百分の三十五より百分の三十五乃至百分の七十五に引上げたが、一

回、小法人に對しては從來通り税率をそれ／＼百分の十輕減するのほか、昭和十二年以後に第一次事業年度の終了する新設法人についても、一定の利得に對しては税率の引上げを見合せ、その負擔の緩和を圖ることにした。

個人の臨時利得税についても、超過利得重課の趣旨から營業利得に對する税率現行百分の三十を百分の三十五に引上げたが、また不動産等の譲渡により利得を得た者に對しても、船舶、醸業權の譲渡と同様に課税することを、負擔の平衡の見地から適當と認め、昭和十八年分よりこれらと合せて課税することにして、なほ、譲渡利得の税率現行百分の二十五を百分の三十五乃至百分の五十五の超過累進率に改めた。

特別法人税

特別法人税については、一般の法人に對する法人税の増額に對應し、産業組合との他の特別の法人に對しても負担を増加するため、現行税率百分の六を法人税の半額即ち百分の十二・五に引上げ、同時に森林組合等に對しても新たに本税を課することにした。

税率については五錢を十錢に引上げる等、物品切手に對するものを除くすべての印紙税に亘り、總稅額において七割程度の増税を行ふことにした。

電氣瓦斯税

電氣瓦斯税は今回創設される新税の一である。即ち住宅、商店等における電氣又は瓦斯の使用に對しては、他の消費税との補衡上、應分の負擔をさせるのを適當と認めるのみならず、これに課税することにより消費の抑制にも資し得る見地から、住宅、商店、旅館、劇場等の用に使用する電氣又は瓦斯の料金が一月三圓以上のもの等に對し、料金の百分の十の税率を以て課税することにした。なほ十六燭の定額燈四輪又は普通的ガス七輪を二個程度使用する者に對しては、一燭の料金三圓以上の場合においても課税しないことにした。この電氣瓦斯税は、通常の場合においては電氣事業者又は瓦斯事業者が、その需用者から料金を領收する際に徵收し、翌月末日までに政府に納めることになつてゐる。

廣告税

廣告税も今度の新税の一つである。廣告は通常營業に關す

馬券税も新税の一つである。競馬の勝馬投票券の賣上に對しては從來も納付金を納付させてゐたが、勝馬投票券又は優

相 繼 稅

以上のやうに所得に對して相當の増税を行ふ關係上、財產に對してもこの際或る程度の負擔を増加するを適當と認め、相續稅についてもその税率を引上げ、總稅額において二割程度の増税を行ふことにしたが、一面、所得稅におけると同様扶養家族のある者の負擔を緩和するため、控除額現行千圓を一千五百圓に引上げることにした。

織物消費稅、物品稅及び印紙稅

間接稅のうち、今回の增税に當つては、まず織物消費稅につき現在の負擔を考慮した上、税率を現行百分の十より百分の十五に引上げることになつたが、人造織物等のうち一般大衆の生活に關係の深い織物に對しては、臨時措置として現行税率百分の十を据置くことにした。その他の物品稅のうち燐寸については現行税率千本につき五錢を十錢に引上げ、また印紙稅については、物品切手を除き最近屢次の増税に當りこれを増徴しなかつた點を考慮し、例へば、墨取書については三錢を五錢に、委任狀については一錢を三錢に、一般のものであつて、これにより營業上の利益を相當増加できるものであり、また營業に關しないものについても、かかる方面に對する支出は相當増稅力があると認められるので、或る程度の課税を行ふのが適當であるとの見地から、廣告の性質、徵稅の便宜等から廣告を二種に分ち、新聞紙、雑誌等の出版物、汽車、電車等の交通運輸機關等による廣告を第一種とし、立看板、ポスター、チラシ等を第二種とし、第一種の廣告については廣告料金の百分の十、第二種の廣告については一定額の稅率、例へば立看板については一個につき原則として二十錢、ポスターについては一個につき十錢、チラシについては千個又はその端數につき二十錢の稅率により課税することにした。そして第一種の廣告稅は廣告をする者から、またチラシ等の廣告稅はその作製者から納稅せざるのであるが、立看板、ポスター等の廣告稅は廣告主が原則として廣告に印紙を貼用してこれを納めることになつてゐる。

馬 券 稅

馬券稅も新稅の一つである。競馬の勝馬投票券の賣上に對しては從來も納付金を納付させてゐたが、勝馬投票券又は優

11

等馬票の賣上金とその購買者に對する拂戻金については、この際或る程度の課税を適當と認め、本税を創設するに至つたのである。即ち勝馬投票券の賣上金については百分の七、優等馬票の賣上金については百分の四、勝馬投票券の購買者に対する拂戻金については百分の二十、優等馬票の購買者に対する拂戻金については百分の十の税率で課税し、競馬又は競馬競走を開催する者に、その終了後二十日以内に納税させることにした。

臨時租税措置

今回の増税に當つては、増税すべき租税の種類と増税額の決定につき、經濟政策との調和を圖るために慎重な考慮を拂つたが、なほ貯蓄の増強、生産力の擴充、産業の再編成等の政策の圓滑な遂行に資するため、臨時租税措置法を改正して租税上必要な各種の措置を講ずることにした。

第一は戦時下ますべく緊要な貯蓄の増強に資するための措置である。即ち個人の長期預金及び定期間預金いた登録公社債等の利子に對する分類所得税を百分の一乃至百分の五輕減することにした。次ぎに今回の配當利子所得に對する増税百分の十四とした。

第三は産業の再編成に關し租税上必要とする措置である。

即ち企業の合併整理は時局下いよいよ緊要と認められるので、課税上においてもその促進に資する見地から、法人が昭和十八年三月までに事業の統制の必要上、合併又は解散した場合には、清算所得に對する法人税の税率を百分の十五又は百分の二十に輕減し、同じく昭和十六年又は昭和十七年中に營業の全部又は大部分を廢止した個人に對しては、所得税及び營業税をそれより輕減又は免除することにし、その他課税標準の計算に關する特例、登録税の輕減等についても適切な規定を設けることにした。

戰時災害國稅減免等

次ぎに戦時災害被災者に對する所得税、營業税等の輕減は免除を行ふため戦時災害國稅減免法を制定し、また日満相五間の二重課税防止のため、所得税等の日満二重課税防止に關する法律を制定するほか、營業税法、所得稅法人税内外地税法及び國庫出納金端數計算法についても必要な改正を行ふこととした。

增收見込額

かくて今回の増税により、平年度においては約十一億五千円、昭和十七年度においては約九億七千万圓の國庫收入の增加となる見込であつて、未だ算てみない割期的な増收をみるわけであるが、昭和十七年度の增收見込額に相當する金額は、臨時軍事費追加豫算の財源の一部として、一般會計が同會計に繰入れられることになつてゐる。

戰費負擔は國民の義務

今回の増税が國民負擔に及ぼす影響は、決して軽いとはいひ得ない。しかし國民が戦時下における最低の生活に甘んじその餘裕を國家の緊要とするところに振向けることは、戰争目的達成上の要諦である。それには差當り増税と國民貯蓄の増強が考へられる。大東亞戰爭遂行の臺所を受け持つ統後國民各々は、いかなる苦痛をも忍び、いかなる困難にも耐へ、極力私生活の合理化を圖ると共に、欣然として納稅報國の大義に參じ、奉公の至誠を披露して今次の増税の趣旨達成に協力されるやう希望して已まない。

は、金融機關に對し相當の影響を及ぼすことになるので、金融機關の資金運用を合理的にすると共に、その經營を健實にするため、金融機關相互間の預金中一定の條件を具備するものについては分類所得税を免除し、また銀行、生命保險會社等の保有する供託公社債又は登録公社債の利子に對する分類所得税の税率を百分の二乃至百分の六輕減することにした。その他生命保險會社が從前から所有する株式の配當に對する分類所得税の輕減程度を多くして百分の五とした。

戦作進ハシ

大本營陸軍報道部

わが南方作戦はその後も豫定の如く順調に進展してゐる。即ち先きに香港並びに比島マニラと英米の東亞における二大策源地を占領したわが軍は、今やさらに英帝國東亞最大の根據地シンガポールに向つて着々と進撃を續けつゝある。一方、支那派遺軍は重慶軍の蠢動を制し、閩東軍もまた北邊の守りを固くし、大東盟、戰争遂行に磐石の固めをなしてゐる。

次ぎに各方面戦況の概要を述べよう。

一月三日、マニラ市を完全に占領したわが軍は、占領と同時にわが總領事館員

と在留邦人三千三百名を無事に救出した。
敗退した敵はマニラ西方約百キロ、バタアン半島の山嶺地帯とコレヒドール島要塞に遁入り、最後の抵抗を試みようとしてゐる。わが軍は一部を以てマニラ市とカビテ軍港を警備し、主力部隊は力は新たに上陸した部隊を併せて、この敵に猛攻撃を加へてゐる。

即ち、一月三日より五日に亘りバカラフ及びバラック附近の敵陣地を突破し、七日さらに敵の堅固に占領してゐる。わが軍はバタアン半島の錯雜地帯を急進し、南進中である。敵はバタアン半島の南方の敵を撃破し、多數の鹵獲品を得た。この鹵獲品中に砲弾、性ガス手榴弾を多數發見した。翌十日以來、主力部隊は、敵を追撃し、南進中である。敵はバタアン半島の堅固な地形を利用して、堅固な陣地に倚つて抵抗してゐるが、わが攻撃は着々進展してゐる。即ち、一部隊は十日以来、ビック湖東岸の要衝オロンガボ、十二日にはグランダインを占領、要塞砲二門を鹵獲した。

マニラ攻略に當つて獲た戦果中、一月十二日までに判明したものは次ぎの通りである。

さらに三十日カンバル附近の堅固な敵陣地に對する包囲攻撃を開始したが、敵は一月二日夜退却した。わが軍は直ちに追撃に移り、一月七日にはトロラク、スリム附近に堅固な陣地を構築した敵に對し攻撃を加へた。敵は数々に亘り、陣地の要部を突破穿貫することに成功した。即ち、敵約二ヶ旅團を殲滅し、戦車（輕裝甲車五十輛）重砲十三門その他各種火砲五十五門、自動車五百餘輛を鹵獲したほか俘虜約二百を得た。敵の遺棄死體三百を下らない。

進撃部隊は引續き本道方面及び海岸道方面から追撃を續けると共に、舟艇機動部隊を以て、敵飛行機及び潜水艦の攻撃を避けつゝ、ひそかに海上を機動し、クラン州南方モリブに上陸し、要衝タラルンブルの背後に進出しき。この巧妙な作戦により、地の利を頼みとした敵は士氣沮喪し、遂に陣地を放棄して退却を開始し、わが先鋒部隊は十一日これを占領した。

十二日にはカチャン、カンボン、デンキルの線を通り、ネグリ・センビラン州を経て、早くもマラッカ州に進出し、十四日夕にはスマスに突入した。

1 西海岸方面

マレー西海岸方面に活躍中のわが軍は、敵の破壊した道路、橋梁を修理し、また密林地帯を切り開きつゝ進撃してゐる。

十一月二十六日、ペラ河を渡河し二十八日ペラ州の首都イボーに進入し、同地の飛行場を占領、シンガポールに對し直接脅威を與へ得る航空基地を占領した。

比島方面の陸軍航空部隊は既に敵空軍の殲滅戦を終り、主として地上作戦に協力し、或ひは敗敵の退路の遮断、或ひは脱出せんとする敵船團の爆撃、或ひは敵の最後の據點コレヒドール島要塞に對して猛爆撃を加へるなど縦横に活動してゐる。

マレー西海岸方面に活躍中のわが軍は、敵の破壊した道路、橋梁を修理し、また密林地帯を切り開きつゝ進撃してゐる。

十一月二十六日、ペラ河を渡河し二十八日ペラ州の首都イボーに進入し、同地の飛行場を占領、シンガポールに對し直接脅威を與へ得る航空基地を占領した。

2 東海岸方面

ロクバル方面から東海岸方面を南下したわが部隊は、十二月二十三日トレヤガヌを出發、八日間に二百餘キロを突進して、三十一日には要衝クアンタンを、一月三日夜にはその西方の飛行場を占領した。この部隊は西海岸方面の進撃作戦に策應し前進中で、その先鋒部隊は既にペカン附近に達した模様である。

3 航空部隊の活動

マレー方面に活動中の航空部隊は敵空軍の撃滅に努め、制空権を確保すると共に地上作戦に密接に協力し、その前進を容易ならしめてゐる。即ち、敵の砲兵陣地を爆撃して、友軍戦車部隊の進出を容易ならしめ、或ひは敗走中の敵列車を粉碎し、或ひはマラッカ海峡の敵船艦を攻撃して、敵の行動を阻止するなどその一例である。

また残存敵機なほ數十機を有するシンガポールに對し、

敵機以來十數回に亘つて空襲作戦を実施し、敵に多大の損害を與へ、その士氣を沮喪させてゐる。この方面の敵は、空軍主力はジャバ、スマトラ方面に退避した模様である。

3 ビルマ方面

開戦勢頭、タイ、ビルマ國境に近接した敵飛行場タヴィー、メルギー、ヴィクトリア・ボイント等を急襲したわが航空部隊は、舊臘二十三、二十五の兩日にわたり戦爆連合の大編隊を以てラングーンを空襲し、敵新鋭戦闘機スピットファイア、ホーカーハリケーンと交戦、八十一機を擊墜（うち十七機不確）十四機を地上爆破し、敵空軍に殲滅的打撃を與へ、埠頭、軍事施設、發電所などを爆破炎上させた。

またラングーン近郊ミンガラドン飛行場、モールメン港に對し爾後數回の爆撃を加へ、残存敵機と軍事施設を殲滅しつゝあつたが、一月十七日帝國陸軍部隊は、突如マレーに次ぐ英の重要な據點ビルマに進撃、カウメイタン（タヴィー）東北方二千八百キロ附近に陣地を占領せる約六百の敵を夜襲して潰滅、さらに十九日未明タヴィー附近の陣地を攻撃してビルマ東岸の要衝タヴィーを完全に占領した。なほタヴィー附近攻略の戰果は左の通りである。

鹹獲品山砲二門、機關銃十一、挺銃器三百十八挺、各種銃砲彈約十万發、自動車十輛その他鹹獲品多數、俘虜一百五十一、遺棄死體五百七十

四、ボルネオ島方面

1 英領ボルネオ

英領ボルネオ上陸部隊は、その後占領地附近の戡定作戦と敵の破壊した油田の復舊に努めてゐる。

ミリ、セリア占領に次いで、十二月二十四日にはサラワク王國の首都クチンを占領した。クチン警備隊はパウ方面を掃蕩し、輕戰車二輛、自動車十五輛、ガソリン多量を鹹獲、將校二、下士官十四を俘虜とした。三十一日には更にブルネイ王國のブルネイ市を占領（一月一日にはラブアン島、一月三日にはウェストンを占領、ゼッセルトン、ボーフホーダにあつた約六百の敵を武裝解除）、監禁中の邦人二百九名を救出した。

2 蘭領ボルネオ方面

對米開戦以來、帝國はオランダに對しては、能ふべくんば戰禍を蘭印住民に及ぼさないやうにしたいと考へ、敵對的措置を差控へてをつたが、オランダは既に對日宣戰を通告し來たのみでなく、爾來現實にオランダ軍は帝國に對し各種の敵性行為に出で、最近に至つては、蘭印は米英蘭の對日抗戦の基地となつてゐる。こゝにおいて帝國陸海軍

五、支那大陸方面

は遂に一月十一日我が比島方面及び英領ボルネオ方面戡定作戦を妨擋する敵航空基地並びに海軍基地を奪取するため、蘭領ボルネオ北部に戦闘を開始することになつた。

一月十一日未明、蘭領東北岸クラカス方面作戦部隊は海軍部隊と協力し、十一百年前零時二十分、敵機の襲撃を撃退して、タラカン島アマル海岸に上陸、大密林中に抵抗する敵を隨所に撃破してタラカンに向ひ前進。十二日敵の司令官以下多數を降伏せしめた。

味噌、醤油の配給の仕方

省 林



統制規則制定の理由

歐米人が何處となく、バタ臭いやうに感じられる同様に、日本人は味噌、醤油の體臭があると彼等はいつてゐる。さうである。

これは味噌、醤油が如何に日本人と密接な關係のあるかを物語つてゐるのである。換言すれば、味噌、醤油は我には缺くことの出来ない生活必需品であつて、米や麥に匹敵すべきものなのである。ところが、今まででは一般消費者の中には味噌、醤油はさほど重要な食料品であることに氣付かなかつた。しかし、あらゆる食糧事情は相互に關連をもつてゐるもので、或る食料品の需給關係は直接、關接に他の食料品に影響を及ぼし、更に次ぎ／＼と波紋を描いてゆくものである。味噌、醤油においても同様で、特に主要原料が大豆、米穀又は麥類といつたやうな主要下の食糧對策は主要物資の計畫的な供

か、……それもその筈、これには、一般國民が少しも苦痛を感じないやうに味噌、醤油の生産と供給に最善の努力が拂はれて來たからである。

しかし、あらゆる食糧事情は相互に關連をもつてゐるもので、或る食料品の需給關係は直接、關接に他の食料品に影響を及ぼし、更に次ぎ／＼と波紋を描いてゆくものである。味噌、醤油、豆、米穀又は麥類といったやうな主要食糧であるにおいてをやである。決戦下の食糧対策は主要物資の計畫的な供給もまた固より一定の限度がある。ところが、近ごろ、味噌、醤油の需要が著しく増加の傾向にあり、いつまでも配給を無統制のまゝにしておいては、將來どんな事態を惹起するかも知れない。この貴重な味噌、醤油の需給調整を圖る施策を講ずる必要が起つたのである。否、更に進んで、國民各自が無駄を排し、微細な點ではあるが、合理的な使用を工夫し、できるだけ澤山の味噌、醤油を保有し、いつ如何なる事態に遭遇しても差支ないだけの體制を整へておくことが必要である。

つまり、以上述べたやうに待つある。
を恃むの體制を整へ、味噌、醤油の圓滑適正な配給を期するために政府は本年一月十日、味噌、醤油等配給統制規則を物資統制令に基づいて制定公布し、二月一日から施行する運びとなつたのである。

及び消費の各部門の理解ある協力があること、初めて圓滑適正な配給ができるのである。次ぎに統制規則の骨子を簡単に述べてみよう。

絶対夫見の木

わが國における味噌の製造業者は約五千、醤油の製造業者は約八千名あつて、概して小規模經營のものが、大部分を占めてゐる。このほかに、自家用として味噌、醤油の製造をするものが相當多く、從來は味噌、醤油とも全國に及んでゐるとさへいはれてゐた。更に、消費の方面では國民の悉くが消費者となつてゐる。従つて味噌、醤油の集散配給の統制にはかなりの困難が伴ふことは必然であつて、今回公布し

は味噌、醤油とともに、中々新規機関として、地方統制機關がある。即ち中央統制機關としては全國味噌統制株式會社とされ、國醬油統制株式會社が設立され、地主的機關としては各道府縣別にそれなりの統制會社が設立を完了した。アミノ酸に關しては地方統制機關ではなく、國的にアミノ酸統制機關として日本ミノ酸統制株式會社が設立された。

配給統制の内容

一、製品の一元的買上げ 味噌、醤油の年間の需給計算を遂行し

たゞ自家用として味噌、醤油を製造する場合と農林大臣の指定する場合は、統制から除外されるのである。

第二には地方統制會社は製造業者から買受けた味噌、醤油を直接小賣機關その他の賣需者に販賣することを禁じ、必ず全國統制會社に販賣しなければならないことにしてある。^{（）}かくして全國統制會社は全國において製造した味噌、醤油を一元的に買上することになるのである。

第三には農林大臣の指定したアミノ酸又は穀物性蛋白質を加水分解したものを

10

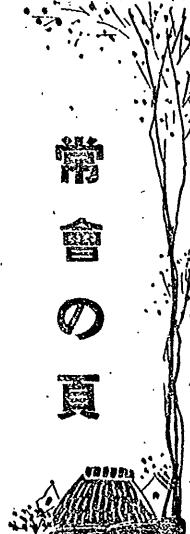
卷之三

たゞ自家用として味噌、醤油を製造する場合と農林大臣の指定する場合は、統制から除外されるのである。

第二には地方統制會社は製造業者から買受けた味噌、醤油を直接小賣機關その他のお實需者に販賣することを禁し、必ず買受けた全部を全國統制會社に販賣しなければならないことにしてゐる。かくして全國統制會社は全國において製造した味噌、醤油を一元的に買上げることになるのである。

第三には農林大臣の指定したアミノ酸等又は精製性蛋白質を加水溶解したものを

卷之二



常會定例日の一都變更

なほ、二月八日はちやうど日曜日に當りますので、當日休みとなる後日や翌後、工場などでは、特に出勤出稼する必要はありませんが、この日の意義を失はないやう、家の整理をするとか、或ひは勤労奉仕をするか、普段の日よりも一段と馬力をかけて働くやうにしなければなりません。

結果の基準が大きくなるに従つて競争のことはないよ
いよ重くなつてきましたが、この然後のつとめを十分に
果すため、常會の役割もまた一層高められることになり
ました。

さて、梅薫る二月の常會で皆様のご相談を願ひたいこ
とはどんなことか、次ぎに中央で特に取上げていたゞ
くやうに極められた事実をお傳へして、皆様のご協力を
願ふことにしませう。

大詔奉難曰の説定

二月八日は第二回の大詔奉戴。月八日——あの日の感激と決意を新たにして、職城泰公の誠をつべし。そして、それへの實情に即して次ぎのことを實行します。
一、詔書奉讀
二、必勝祈願
三、國旗掲揚
四、職城泰公。

が、しかし、常會を巡回指導する必要や地方の特殊事情、
ありますので、從來の興亞奉公日と同様に大詔奉戴日の一
齊に常會定例日を統一しようとする趣旨ではありますか
ら注意を要します。

防空の強化に 努めませ



一月から二月にかけて防空強化促進運動が行はれてゐます。が、次ぎに各隣組で特にやつて、たゞきたいことをあげませう。

(イ) 隣組防空調査の確立

隣組内の防空は隣組員の手で當るいはゆる自衛防空を延々と/orするのですから、空襲の際に活動の出来るものは全部防空活動に當らねばなりません。

しかし、これ等の人人が何の

そこで、隣組長は自分の組内で防空活動の出来る人を調べて、その人達に分擔任務を定めて置くことが必要です。

例へば、空襲時に敵機や落

下焼夷弾の見張りに當る監視係とか、警防團や消防署へ連絡とか、駆けつけたり隣組相互間の統制も連絡もなしに活動しまど、却つて混亂を増すばかりで有効適切な處置はとれません。

その他防空從事者が組内に
焼夷弾が落ちた場合に馳け
つける通路、防火用水の送り
方、隣接隣組や最寄警防團監
察、消防署、救護所等との連
絡方法や手順についても細密
に計画を立てて置くことが必
要です。

二、大紹泰戴日の設定 三、防空の強化促進 四、軍人操縦の強化徹底

四

クで水を送る運水係とかいふ
やうに實際の場合を豫想して
出来るだけ有効な措置の出来
るやうに任務分擔を定めこれ
を各自が十分のみ込んで置く
ことが大事です。

また消防活動に從事できる
人は時間と夜間、平日と休日
とでそれべつ違ふこともある
わけですからいつ空襲を受け
ても防空活動に支障を來さな
いやうそれべつの場合に應じ
た仕事の分擔を定めて置くこ
とも必要です。

家庭及び隣組で整備せねば
ならない防空資材の種類は
時局防空必携に掲げてあります。皆様はこれを参照して
用具や設備をもう一度點検し
てみて下さい。

失くなつたもの、壊れたもの
の、その他實用に堪へぬもの
があつたら直ぐに補充して下
さい。

資材の關係で直ぐに補充の出来ないものは有り合せのや

通路に當る傳令係とか、バケ (口) 防空資材の整備

卷之三

卷之三

これは大詔奉戴日である毎月八日を中心としてその前後
に免列日を設けることが出来るやうこそこのであります。

毎月第一週の毎月五日迄
隣保常會 部落常會 町内常會終了後から
毎月十日迄(從來毎月五日迄)

部落常會 町内常會 市町村常會終了後から
毎月十日玄末(或は毎月五日)に開催

せんが、部落常會 町内常會と隣保常會の定例日は次ぎの
やうに毎月十日酉に延長さしよ。

を一部變更することになりました。即ち、市町村常會の定期例目(毎月二十日から二十五日迄)は今までと變りはありません。

てその題旨とするところを發展歸一させることになりまして、内務省では一月からさきに決定した第會の定期田

こんど大詔奉戴日が設定され從來の興亞奉公日を廢止し

——部落常會、町内常會と隣保常會の
定例日は毎月十日まで——

常會定例日の一部變更

りませんが、この日の意義を失
なりません。

となる役所や學校、工場などで
は、特に出勤出校する必要はあ
か、普段の日よりも一段と馬
をかけて働くやうにしなけれ

なほ、二月八日はちやうど日
曜日に當りますので、當日休み
はないやう、家内の整理をする
とが、或ひは勤労奉仕をする

を利用することも工夫して下さい。

に亘ることを覺悟せねばなりませんから、防空資材も一時的に合せのものでなく、實用に役立つものと備へ、時刻を以て異状の有無を調べることも必要です。

燈火管制の用具としても長期に亘り頻繁に警報の發せられる場合に備へての準備や工夫が頗りたいと思ひます。用具の置き場所にも考慮を要します。用具の置き場所は防空活動に最も便利な所を選べべきは當然です。時水槽等を家屋から遠ざけた門の前に置いてあるのをよく見受けますが、これでは分秒を争ふ燃え彈の防火には役立ちません。

(八) 訓練の実施

は、防火、消防、疊火管等の成の状況からしまして、防火、消防に重點を置く必要があります。

敵機は主として焼夷弾を用ひるものと考へられますから、焼夷弾に對する處置を十分訓練して置くことです。焼夷弾は例へてみれば、爆弾と同じ火つけ道具に過ぎないのですから機敏の處置によつて延焼を防ぐことが肝要です。

その他警戒警報や空襲警報の發令された場合、焼夷弾の落下した場合に行ふいろいろの防空活動について、いろいろな場合を想定して訓練を重ね、その結果不備の點や實情に弱はない點があつたら改めらるやうにしません。

計量が出来、資材が整つたら、これを基礎として訓練を行ひます。訓練すべき事項

を最も効率的に活用して國土全體の防護を圖らねばなりませんから、どうしても空襲を受ける危険の多い重要都市に重點を置き、それ／＼地域の重要度に應じて整備を圖る必要があります。内務省では各都市に對し、どの都市ではどの程度の設備を必要とするかといふことを一々指示してあります。

従つて各陸組においても當局から命ぜられた設備は完全にこれを整備すると共に、特別の設備を必要としない地方では進んでこれ等の資材を重要な都市に提供するといふ心構へでゐていたときたいものであります。

内務省

貯蓄に現はせ

昭和十六年十二月八日から日
本人の心構へはまつたく變りま
した。宣戰の大詔を拜し奉つた
時から、この戦争の歴史的意義
を自覺して、なにがなんでも、こ
の艶びを繕じて勝ち抜く決意を
固めなかつた日本人は「一人もあ
りません。開戦頭から相次
ぐ^連報^を感謝と感激の念をもつ
て聞くと共に、日本人として
生れた喜びと誇りを持たなかつ
た國民は一人もありません。こ
の決意と感謝と感激と、喜び
と誇りを時^{とき}々^{とき}に現はして、お國
の役兵にたてようとするのが
感謝勝^{かつ}哉です。

「感謝勝^{かつ}哉」といつても特別の
感應勝^{かつ}哉であります。

時^{とき}々^{とき}に現はせばよい
ので日本人ならば誰にもでき、
又せねばならない貯蓄です。そ
れ同時に、上に萬世一系の天
皇を戴き、下に忠勇無比^{むひ}な國軍
を持つ日本の國民でなければ東
洋の國民ではございません。たゞこの
來ない貯蓄なのです。たゞこの
時^{とき}々^{とき}によつてます／＼増大す
る賛^{さん}賛^{さん}を貯^{ぞう}ふのですから、今ま
で繼續^{つづ}して來た貯蓄のほかに「感
謝^{せき}勝^{かつ}哉」を行はねばなりません。
そして一時的でなく、戦争の空
く限り長期にこれを繼續^{つづ}しな
ればなりません。さらに出來る

は、防火、消防、警火管制等
であります。我が國都市構
成の状況からしまして、防火、
消防に重點を置く必要がありま

各地に
常会を見る

各地に常会を見る
举つて防空強化
開戦以来防空態勢の強化は、
賛促される必要が加はりました。
た。こゝに都會地の一例として
神戸市須磨區大谷町三丁目町内
會の状況を紹介しましょう。
この町内會の防空防火の整備
計畫は、第一、第二、第三とあ
り、第一は防護國の結成と用具
の整備で、ポンプの購入、水槽
の捐付、梯子、ベケツ、救急衛生
材料の購入、園圃の訓練等に重
點が置かれ、これらは昨年六月
一杯で完備されました。訓練日
は毎月七日、二十二日の両日と
定め、猛訓練を実施してゐま
す。第一は家庭防護の整備で、
これも大體に完了する所である。

いのか

がいけない。で罪を犯して、直接私共と、ある数種についても一體何んな
のがいけないものである。者の組合等が決
定しを得たるものである。示あるもの
が値上げを禁め表示あるもの
の中、公定價格がいける。る／＼な條件と
て決められてを

(2) 無切符とは
物を正し
の出来るや
通帳制が
符と引換
の或ひはほ
に買つた
金利をと
だしいのは
改訂^(文庫)
恐ろしい
いとい
いつた
けでな
するに
竜情と
(1) 配

出来ないもの
した價格を超
多く犯され
るもので
しく而も公平に
うるに切符制或
あります。これ
へばに取り引
り、或ひは切符
つて融通したり
は切符通帳記載
文句を争ひかべる
ものもあります
は？

化社会運動會
納稅會
各部に都長
各係を置いて
その運営に
主義で生活改
他國策協力の
けてゐます。
月五日で、產
所要時間は、
て、最少の時
を收めるこな
裡に終始する
。また主婦の
を入れ、毎月
を開催するは
生講話、廢物制
識識の講話會
米目的のパン
實に自覺まし
います。

27

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

感謝貯蓄ですから、生活費の合理的な切り下げをして、この「感謝貯蓄」をますます多く類にしていたいものです。

また、ある工場の職工さんはかりの貯蓄組合では、「ハワイ海戦」の勝敗から初めて、マレー沖の海戦、マニラ陥落、香港陥落、レキシントン号撃沈といふ風に、つきづきの捷報にしながら、つぎつぎに貯蓄を殖やしてゐます。これなどはまことに興味深い貯蓄の方法かと思ひますが、職ひは南にばかりあるのではないかと、北の酷寒の地に戦ふ將兵への「感謝貯蓄」もしていただきたいのです。

また例へば、「我が特殊潜航艇五隻ハ未だ歸らず」「我ガ方モ亦三機ヲ失ヘリ」といふ如き場合にこそ、「われ」は無限の感謝を捧げてゐるのであります。さらには戦況が少々しくないといったやうな時

日暮し良景

には、兵隊さんはどんなに御苦勞かと思はなくしてはなりません。このやうに「感謝貯蓄」の方法はいくらもある筈です。

「感謝貯蓄」運動は國民の一人一人に大きな共鳴を呼び起してみます。全國の各種金融機關でも、この貯蓄のために特別のマークを貯金帳や證書に捺すことになつてゐます。からしてこ

の運動が全國の津々浦々にゆき
宣り、國民の一人々々が今までの
貯金帳や證書のほかに、「感謝
貯蓄」のマーク(カット)のついた
貯金帳や、證書を持つやうにな
る日もさう遠くはないでせう。
さうなつてこそわれくはほこ
らかに、「練後の守りは大丈夫で
す」と前線の將兵に答へられるの
です。(國民貯蓄獎勵局)

神社參拜が貯蓄の基に

26

દ્વારા અનુભૂતિ કરી શકતાં એવી વિષયોની જીવનસ્તુતાની અનુભૂતિ હોય તે એવી વિષયોની જીવનસ્તુતાની અનુભૂતિ હોય

大東亜戦争圖誌

6

マ海軍艦艇、タラカノ方面においてオランダ軍艦ブリントス・ファン・オランダ、モルト、セレベス島を撃沈。

自昭和十七年一月十三日

至同一月十八日

一月十九日(月)

一月二十日(火)

一月二十一日(水)

一月二十二日(木)

一月二十三日(金)

一月二十四日(土)

一月二十五日(日)

一月二十六日(月)

一月二十七日(火)

一月二十八日(水)

一月二十九日(木)

一月三十日(金)

一月三十一日(土)

二月一日(日)

二月二日(月)

二月三日(火)

二月四日(水)

二月五日(木)

二月六日(金)

二月七日(土)

二月八日(日)

二月九日(月)

二月十日(火)

二月十一日(水)

二月十二日(木)

二月十三日(金)

二月十四日(土)

二月十五日(日)

二月十六日(月)

二月十七日(火)

二月十八日(水)

二月十九日(木)

二月二十日(金)

二月二十一日(土)

二月二十二日(日)

二月二十三日(月)

二月二十四日(火)

二月二十五日(水)

二月二十六日(木)

二月二十七日(金)

二月二十八日(土)

二月二十九日(日)

二月三十日(月)

二月三十一日(火)

三月一日(水)

三月二日(木)

三月三日(金)

三月四日(土)

三月五日(日)

三月六日(月)

三月七日(火)

三月八日(水)

三月九日(木)

三月十日(金)

三月十一日(土)

三月十二日(日)

三月十三日(月)

三月十四日(火)

三月十五日(水)

三月十六日(木)

三月十七日(金)

三月十八日(土)

三月十九日(日)

三月二十日(月)

三月二十一日(火)

三月二十二日(水)

三月二十三日(木)

三月二十四日(金)

三月二十五日(土)

三月二十六日(日)

三月二十七日(月)

三月二十八日(火)

三月二十九日(水)

三月三十日(木)

三月三十一日(金)

四月一日(土)

四月二日(日)

四月三日(月)

四月四日(火)

四月五日(水)

四月六日(木)

四月七日(金)

四月八日(土)

四月九日(日)

四月十日(月)

四月十一日(火)

四月十二日(水)

四月十三日(木)

四月十四日(金)

四月十五日(土)

四月十六日(日)

四月十七日(月)

四月十八日(火)

四月十九日(水)

四月二十日(木)

四月二十一日(金)

四月二十二日(土)

四月二十三日(日)

四月二十四日(月)

四月二十五日(火)

四月二十六日(水)

四月二十七日(木)

四月二十八日(金)

四月二十九日(土)

四月三十日(日)

四月三十一日(月)

五月一日(火)

五月二日(水)

五月三日(木)

五月四日(金)

五月五日(土)

五月六日(日)

五月七日(月)

五月八日(火)

五月九日(水)

五月十日(木)

五月十一日(金)

五月十二日(土)

五月十三日(日)

五月十四日(月)

五月十五日(火)

五月十六日(水)

五月十七日(木)

五月十八日(金)

五月十九日(土)

五月二十日(日)

五月二十一日(月)

五月二十二日(火)

五月二十三日(水)

五月二十四日(木)

五月二十五日(金)

五月二十六日(土)

五月二十七日(日)

五月二十八日(月)

五月二十九日(火)

五月三十日(水)

五月三十一日(木)

五月三十二日(金)

五月三十三日(土)

五月三十四日(日)

五月三十五日(月)

五月三十六日(火)

五月三十七日(水)

五月三十八日(木)

五月三十九日(金)

五月四十日(土)

五月四十一日(日)

五月四十二日(月)

五月四十三日(火)

五月四十四日(水)

五月四十五日(木)

五月四十六日(金)

五月四十七日(土)

五月四十八日(日)

五月四十九日(月)

五月五十日(火)

五月五十一日(水)

五月五十二日(木)

五月五十三日(金)

五月五十四日(土)

五月五十五日(日)

五月五十六日(月)

五月五十七日(火)

五月五十八日(水)

五月五十九日(木)

五月六十日(金)

五月六十一日(土)

五月六十二日(日)

五月六十三日(月)

五月六十四日(火)

五月六十五日(水)

五月六十六日(木)

五月六十七日(金)

五月六十八日(土)

五月六十九日(日)

五月七十日(月)

五月七十一日(火)

五月七十二日(水)

五月七十三日(木)

五月七十四日(金)

五月七十五日(土)

五月七十六日(日)

五月七十七日(月)

五月七十八日(火)

五月七十九日(水)

五月八十日(木)

五月八十一日(金)

五月八十二日(土)

五月八十三

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書

昭和十七年一月分の文部省推薦圖書中左に
教養の部三件、一般の部十一件を紹介致しま
す。

圖書編手	河原魁一郎	B六	一五〇	有光社
日本工藝史	満岡忠成	外題附	一〇〇	三笠書房
美について	高村光太郎	B六	二八〇	道統社
ソヴェート通信	丸山政男	B六	二二〇	羽田書店

周報

意 見 注 御 申 込 所		定 價 申 込 所	印 刷 書 情 報	昭和十七年一月二十八日發行
内 閣 印 刷 局	内 閣 印 刷 局	内 閣 印 刷 局	内 閣 印 刷 局	週
内 閣 印 刷 局 發 行 課 全國各地官報販賣所 書店・新聞店・驛賣店	内 閣 印 刷 局 發 行 課 全国 報 書 東 京 一 九 〇 〇 番	内 閣 印 刷 局 發 行 課 外 國 通 商 部 印 刷 局 發 行 課 （は送料共に一部手續便 に運送代理の方は一部五錢 の割合を以て前金を添 へ押印込み下さい）	印 刷 書 情 報	東京 内三丁目十二番地 丸内市電町區大手町
内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課	内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課	内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課 内 閣 印 刷 局 發 行 課	内 閣 印 刷 書 情 報	東京 内三丁目十二番地 丸内市電町區大手町

行發日八十二月一

内閣總理大臣並業戰士を激勵する
「海戰第二報」——母艦を飛ば立
功まで

日本工藝 美について ソヴェート
日本昆蟲
✿ハワイ
✿東條忠 豊満成
✿わが手
✿香港の
✿バタタ
✿米比
✿潜水艦
✿毎重車

書名	著編譯者	大きさ	定價	發行所
東洋的無 宮壁の研究	久松眞一	A型	二〇	弘文堂書房
肥後和男	A型	六八	弘文堂書房	
戰爭經濟の理論	中山伊知郎	A型	二〇	日本評論社
現時局下の防空	難波三四四	B六	五五	大日本雄辯會講談社
結婚訓 積重遠	A型	一五〇	中央公論社	
考古學入門	濱田青陵	B六	一〇	創元社
蒙體漫筆	今泉みね	B六	三五〇	河出書房
アラビア紀行	高津彦次	B六	二〇	明治書房
中國英治郎	B六	二〇	二〇	

理想的な 國防貯蓄とし 生命保険を

命生倉片

高 墓 · 墓

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書

昭和十七年一月分の文部省推薦圖書中左に
教養の部三件、一般の部十一件を紹介致しま
す。

河原魁一郎 B六 有光社
日本工藝史 滝岡忠成 B六 一〇〇 三笠書房
美について 高村光太郎 B六 三六〇 道統社
ソヴェート通信 丸山政男 B六 三七〇 羽田書店

昭和十七年一月二十八日發行
週報

書名	著譯者	大きさ	定價	発行所
東洋的無	久松真一	A 紙	三〇	弘文堂書房
富庶の研究	肥後和男	A 92	六〇	弘文堂書房
戰争經濟の理論	中山伊知郎	A 55	二〇	日本評論社
現時局下の防空	難波三十四	B 六	五	大日本雄辯
結婚訓	穗積重遠	A 55	一七	中央公論社
考古學入門	濱田青陵	B 六	一七	創元社
名ごりのゆめ	今泉みね	B 六	三五	長崎書店
蒙認漫筆		B 六	二四	河出書房
アラビア紀行	中野英治郎	B 六	二〇	明治書房
高津彦次		B 六	二四	

日本星雲記
大町文衛 B六二〇 朝日新聞社
寫眞週報
星條内閣總理大臣流業義士を激勵
ハワイ海戦第二報——母艦を飛び立つから
擊滅成功まで
幸わが手に歸したウエーキ島
香港の戰跡に見る要塞攻撃戦
バターン半島を敗走する慘憺たる
米比軍(後)
潜水艦戦術と米英の勢力検討
海軍觀兵式と海兵團へ入團の日
立戦ふ初春を疾駆する女バス運転手
常會のページ、漫畫、戯劇、その他
行發日八十二月一

定 一 部	五 錄	(外別録) 依る一部地圖	協約起証希望の方は一部在籍(外別録) に於ける地圖は十箇) の割合を以て前項を充て 内閣印刷局發行課
申込所	價	特大號の場合は其の部度即傳送金より免額 を重受けます	本誌より轉載の場合は必ず記載部署より轉載の旨を明記し、その部署を情報 局に報道編組室三部統括送り下さい
意注御	書店・新聞店・驛賣店	全國各地官報販賣所	本誌より轉載記事に對する御希望を轉載致しま すの御意見は通報編組部局にお知らせ下さい 本誌を他へお送りの場合に於ける部度
▲	▲	▲	▲

理想的な 國防貯蓄と 生命保険を

命生倉片

· 橋京 · 京東



生命保険を

生命保険を

輯 編 局 報 情

報週

號 日 四 月 二

南方經濟處理方針
銃後は生産へ總力戰
南方開發金庫について
十七年度豫算の概要
勞務調整令の實施
戰爭保險臨時措置法

278號

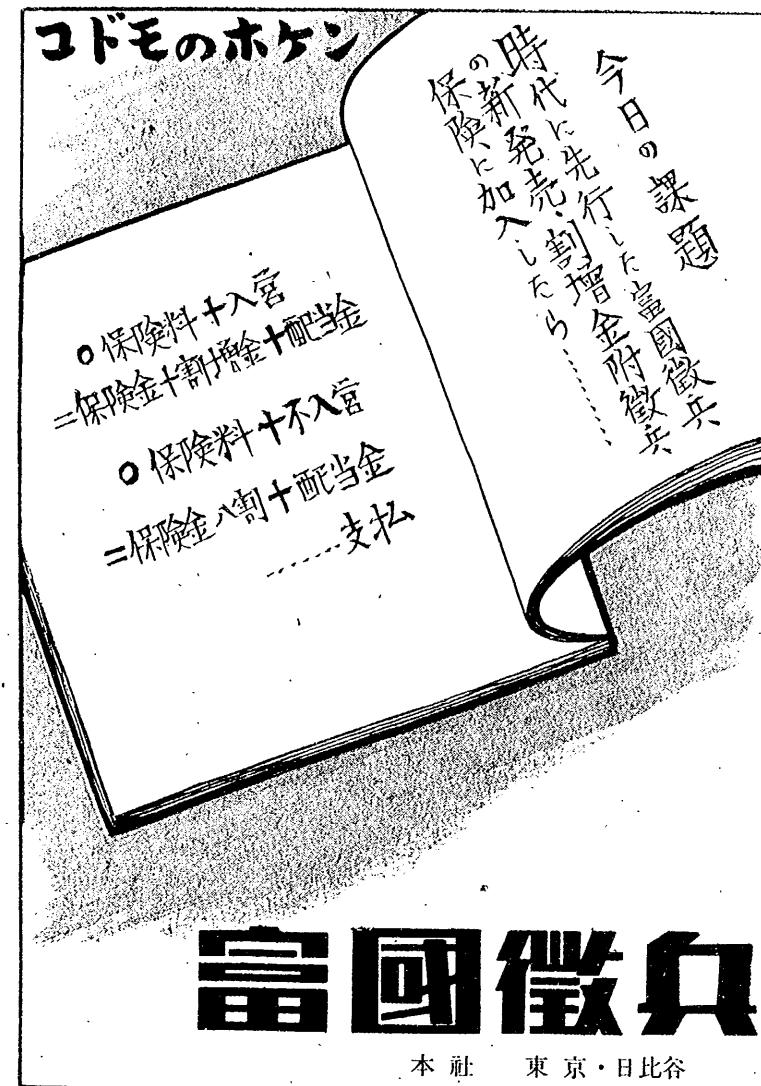
週報

昭和十二年十月一
日第三種郵便物認可
行
（毎週二回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

五錢

べるし道の賛翼民は報週



國微兵

本社 東京・日比谷

(判A5格規定國はさき大の書本)